(六)　事業着手の義務等

試掘者は、試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間として経済産業省令で定める期間内に、試掘の事業に着手しなければならないこと等とした。（第五八条関係）

(七)　試掘実施計画

(1)　試掘者は、許可試掘区域ごとに、試掘の方法に関する事項等を記載した試掘実施計画を定め、試掘の事業を開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととした。（第五九条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の認可の申請に係る試掘実施計画が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、(1)の認可をしなければならないこととした。

イ　試掘の方法が適切であること。

ロ　試掘場（許可試掘区域及び当該許可試掘区域に係る試掘の用に供する貯留等工作物を設置する場所をいう。以下同じ。）における保安を確保するための措置が、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であること。

ハ　その他試掘が適切に実施されることが見込まれること。（第五九条第二項関係）

(八)　試掘実施計画の遵守

試掘者は、(七)の(1)の認可を受けた試掘実施計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可試掘実施計画」という。）によらなければ、試掘を行ってはならないこととした。（第六一条関係）

(九)　試掘停止命令

経済産業大臣は、試掘者が(八)に違反して、認可試掘実施計画によらないで試掘を行ったとき等は、当該試掘者に対し、期間を定めて当該試掘の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。（第六三条関係）

(十)　定期の報告等に係る規定の準用

(九)は、試掘者の認可試掘実施計画の実施状況について準用する等、試掘者に係る所要の準用規定を設けることとした。（第六四条関係）

(十一)　機構の協力業務

機構は、貯留事業者等の依頼に応じて、その貯留事業等の適切な実施に資するよう、二酸化炭素の貯蔵の方法又は試掘の方法に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うこととした。（第六五条関係）

5　貯留事業及び試掘の保安

(一)　貯留事業者等の義務

(1)　貯留事業者は、貯留事業のための土地の掘削等について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六六条第一項関係）

(2)　試掘者は、試掘のための土地の掘削等について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六六条第二項関係）

(二)　貯留等工作物の維持等

貯留事業者等は、その貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないこと等とした。（第六七条関係）

(三)　災害時の報告

貯留事業者等は、貯留事業等に係る災害として経済産業省令で定めるものが発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならないこととした。（第六八条第一項関係）

(四)　保安規程

(1)　貯留事業者等は、その貯留事業場又は試掘場（以下「貯留事業場等」という。）における保安を確保するため、当該貯留事業場等の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、保安規程を定め、貯留事業等又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第六九条第一項関係）

(2)　貯留事業者等及びその従業者は、保安規程を守らなければならないこととした。（第六九条第五項関係）

(五)　保安教育

貯留事業者等は、その従業者に保安教育を施さなければならないこととした。（第七〇条第一項関係）

(六)　作業監督者

貯留事業者等は、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、作業監督者を選任し、その貯留事業場等における保安の監督をさせなければならないこととした。（第七一条第一項関係）

(七)　貯留事業者等による現況調査等

貯留事業者等は、貯留事業等を開始しようとするとき等は、その貯留事業場等の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこと等とした。（第七四条関係）

(八)　工事計画

(1)　貯留事業者等は、その貯留等工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。ただし、その貯留等工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでないこととした。（第七五条第一項関係）

(2)　(1)等の届出をした者は、その届出が受理された日から三〇日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始してはならないこととした。（第七五条第三項関係）

(九)　使用前自主検査

貯留事業者等は、(八)の(1)等の届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物（その工事の計画について命令があった場合において(八)の(1)等の届出をしていないものを除く。）であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、その使用の開始前に、当該貯留等工作物について自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第七六条第一項関係）

(十)　定期自主検査

貯留事業者等は、その貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものについては、定期に、自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第七七条関係）

6　導管輸送事業の届出等

(一)　導管輸送事業の届出

導管輸送事業を行おうとする者は、氏名又は名称、導管の設置の場所等を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第七八条第一項関係）

(二)　承継

導管輸送事業の全部の譲渡しがあり、又は導管輸送事業者（(一)の届出をした者をいう。以下同じ。）について相続、合併若しくは分割（当該導管輸送事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、導管輸送事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該導管輸送事業者が行っていた導管輸送事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該導管輸送事業の全部を承継した法人は、導管輸送事業者の地位を承継することとした。（第七九条第一項関係）

(三)　事業の休止及び廃止並びに法人の解散

導管輸送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第八〇条第一項関係）

(四)　流量等の測定義務

導管輸送事業者は、その輸送する二酸化炭素の流量、圧力その他経済産業省令で定める事項を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととした。（第八一条関係）

(五)　特定導管輸送事業約款

(1)　特定導管輸送事業者（他の者の委託を受けて行う導管輸送事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの（以下「特定導管輸送事業」という。）を行う導管輸送事業者をいう。以下同じ。）は、特定導管輸送事業に係る料金その他の